

平成23年10月5日
沖縄県空港課

沖縄県管理空港における民間機の訓練飛行について

民間機の訓練飛行については下地島空港で本格的に受け入れているところですが、他の離島空港における使用については、下記の条件下で可能としておりますのでお知らせします。また訓練飛行を行う際は、事前に空港管理事務所と調整した後に実施してください。

記

1. 訓練飛行できる空港および航空機

慶良間空港、粟国空港、波照間空港、多良間空港、南大東空港、北大東空港の6空港で可能です。訓練飛行を実施できる航空機は、飛行機及び回転翼航空機とします。

2. 実施可能な訓練飛行

実施可能な訓練飛行は、タッチアンドゴーとします。また、スキッド式回転翼航空機については、訓練飛行中は飛行場面に接地することは禁止とします。

3. 実施可能な回数

1日あたり延べ3機可能で、1機につき5回までタッチアンドゴーを実施することができます。

4. 訓練飛行の資格

訓練飛行を実施できる方は、操縦士（自家用、事業用、定期運送用）の技能証明を所有している方です。

5. 空港使用届書の提出

訓練飛行を実施しようとする方は、操縦士の技能証明を保有する者の使用であることを確認する必要がありますので、空港使用届書を空港管理事務所へ事前に提出してください。またその際には、訓練する旨及び訓練の内容を明示してください。

6. 着陸義務

訓練の飛行を実施する方は、訓練飛行の前または後に必ず着陸してください。

7. 訓練飛行の時間

訓練飛行の時間帯は、午前9時から午後5時までとします。また定期便の離着陸時間の前後30分間は訓練飛行ができませんのでご留意願います。